

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項の規定により、民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）に関する実施方針を定めたので、同条第3項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和8年6月11日  
防衛大臣 小泉 進次郎